

野辺地町 子どもの貧困対策計画



こそだて応援キャラクター いくのん

令和4年3月

野辺地町

野辺地町子どもの貧困対策計画策定にあたって

厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」の結果によると、平成 30 年の日本の子どもの貧困率は平成 27 年の 13.9%と比較すると 0.4 ポイント低下し 13.5%となっています。しかし、依然として子どもの 7 人に 1 人が貧困とされ、先進国の中では厳しい状況が続いています。

少子高齢化の進行や、所得格差の拡大、核家族の増加などにより、子どもを取り巻く環境も大きく変化しています。特に、新型コロナウイルス感染症などがもたらした影響によって、世帯の不安定な収入や子どもが本来享受されるべき経験が損なわれていることが懸念されます。

貧困により子どもたちの将来の選択肢が狭まることのないよう、また、世代を超えて貧困を連鎖させないため、子どもの貧困対策は国を挙げて取り組まなければならない喫緊の課題となっています。

このような状況のなか、当町においても支援を必要とする家庭に必要な支援を届けるために、本計画を策定し、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」「関係機関等との連携強化」の 5 つを柱として施策を展開させていきます。

関係機関の皆様におかれましては、子どもたちや子育て世帯への関心を高め、必要な支援につなぎ、安心して子育てできる取り組みや、子どもたちにとって「ふるさとが野辺地でよかった」と思えるまちづくり及び他機関連携について、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「野辺地町子ども・子育て会議」の委員の皆様、「のへじ町子育てアンケート調査」にご協力いただいた町民の皆様及び、貴重なご意見をいただきました各関係機関の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

野辺地町長 野村 秀雄

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 子どもを取り巻く状況

- 1. 統計データからみた本町の現状
 - (1) 人口の推移と将来推計・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 生活保護受給者数・世帯数等の推移・・・・・・・・ 5
 - (3) 準要保護児童・生徒数の推移・・・・・・・・ 5～6
 - (4) 児童手当・児童手当特例給付・児童扶養手当の受給状況・・・・・・・・ 7
 - (5) 特別児童扶養手当の受給状況・・・・・・・・ 8
 - (6) すこやか医療の受給状況・・・・・・・・ 8
- 2. 子育て支援に関するニーズ調査からみた状況
 - (1) 本調査について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) ニーズ調査結果のポイント・・・・・・・・ 10～15
- 3. 各種統計及びニーズ調査結果等からみた主な課題・・・・・・・・ 16

第3章 本計画の基本理念・施策体系

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2. 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第4章 施策の展開

- 1. 教育の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18～19
- 2. 生活の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20～22
- 3. 保護者に対する就労の支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4. 経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23～24
- 5. 関係機関等との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第5章 計画の推進体制

- 1. 計画の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3. 計画の進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 4. 関連指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

資料編

- 1. 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2. 野辺地町子ども・子育て会議条例・・・・・・・・ 27～28

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」によれば、平成30年の子どもの貧困率*は13.5%となっています。平成27年の13.9%より0.4ポイント改善したものの、依然として子どもの7人に1人が貧困状態にあり、先進国の中でも下位にある状態が続いています。また、新たな指標であるOECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税及び企業年金等を追加）によると、子どもの貧困率は14.0%であることがわかっています。なかでも、大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.3%と大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率（11.2%）を大きく上回っています。

貧困世帯で育った子どもが、医療、学習、進学などの面で不利な状況に置かれることで、その将来も貧困状態から抜け出せないなど、貧困の世代間連鎖が大きな問題となっています。子どもたちの将来が、生まれ育った家庭や環境によって左右されることがないように、国では平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、これを受けて同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。

さらに、令和元年6月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、子どもの将来だけでなく現在の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することや、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景にある様々な社会的要因等が明記されました。これを受けて、同年11月に「子どもの貧困対策に関する大綱」が改定されました。

こうした国の動きを踏まえ、青森県においても平成28年3月に「青森県子どもの貧困対策推進計画」が策定されました。この計画は、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つを基本的方針として、困難な環境にある子どもやその家庭を支援するほか、実際に事業等を展開する市町村に対する支援についても明記されています。また、令和3年度に「第2次青森県子どもの貧困対策計画」が策定され、前計画の4つの基本的方針を更に強化することに加え、「新型コロナウイルス感染症等の影響への配慮」が追加されました。

当町において、平成30年に実施した「野辺地町子育て支援に関するニーズ調査」によると、経済的困窮状態にあると推察される家庭は子どもの年齢に比例して増加し、特にひとり親家庭では経済問題に関連する悩みや不安が多いことがわかっています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、子どものいる世帯の貧困の増加や、子どもが本来享受されるべき体験や経験の機会喪失につながっている恐れがあります。

子どもの貧困の背景にある様々な要因に対応した支援を行い、支援を必要とする子どもや家庭のすべてに必要な支援を届け、それらを子どもが社会的自立を迎えるまでに切れ目なく展開することを目的として、「野辺地町子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの貧

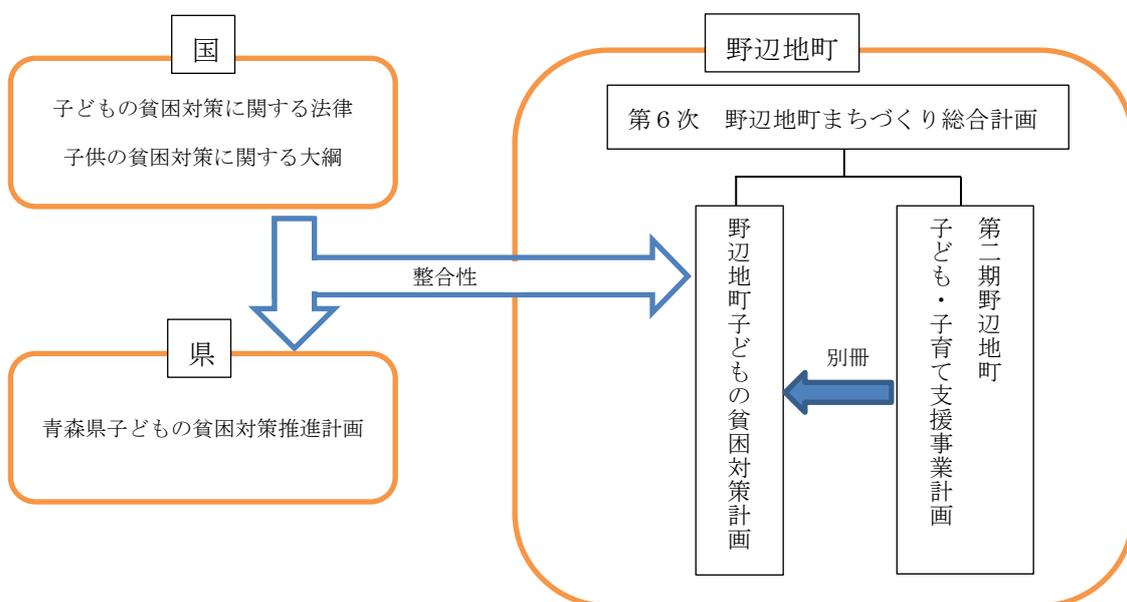
困対策に取り組んでいきます。

※子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額に満たないものをいう。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策計画の推進に関する法律」第4条に定める地方公共団体の責務を具体化するものであり、国の「子供の貧困対策に関する大綱」及び「青森県子どもの貧困対策推進計画」との整合性を図るとともに、「第6次野辺地町まちづくり総合計画前期基本計画」の基本目標の達成に向けて、「第二期野辺地町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「支援事業計画」という。）の施策の一つとして、支援事業計画の別冊に位置づけ、一体的に推進するものです。

【本計画の位置づけ】



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間とします。

なお、令和元年9月の国による通知には、市町村の子ども・子育て支援事業計画と子どもの貧困対策計画を一体的に策定して差し支えないものとされていることから、令和7年度より「支援事業計画」と本計画を統合して策定する予定です。

計 画	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
第6次野辺地町 まちづくり総合計画	→				~令和12年度
第二期野辺地町 子ども・子育て支援事業計 画	→				→
野辺地町	→				

第2章 子どもを取り巻く状況

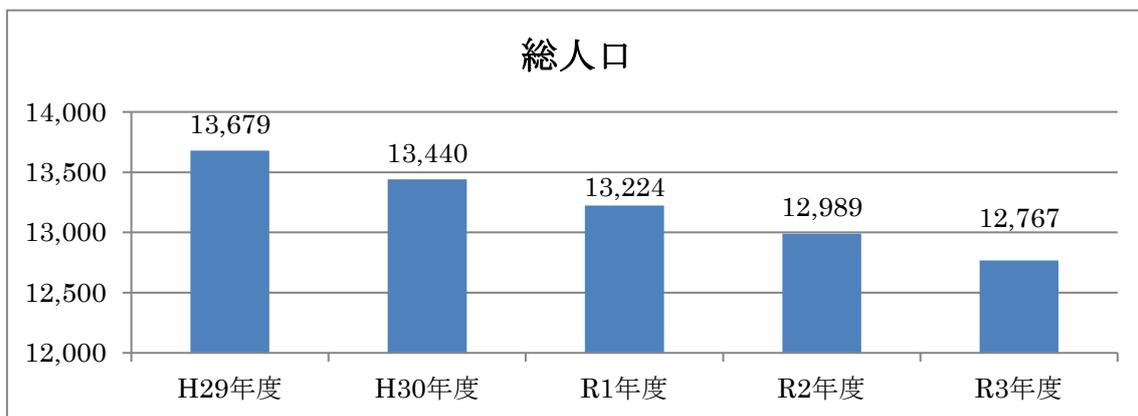
1. 統計データからみた本町の現状

(1) 人口の推移と将来推計

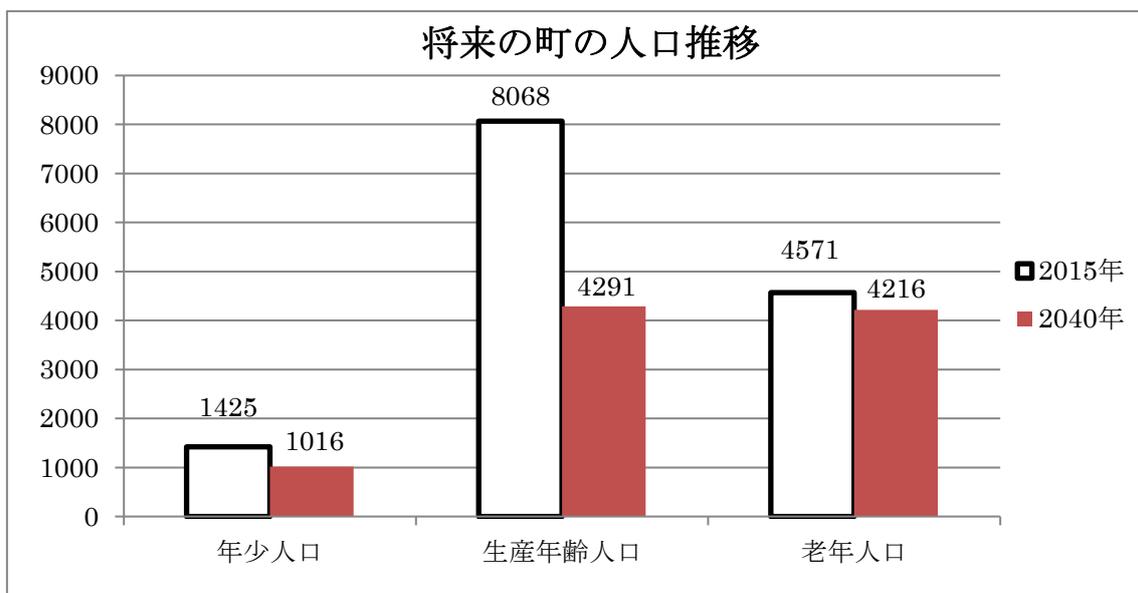
当町の総人口は、平成29年度の13,679人から令和3年度には12,767人と減少しています。

2015年（平成27年）では老年人口（65歳以上）は4,571人に対し、年少人口（0～14歳）は1,425人となり、約3倍の差となっています。

将来の推計をみると2040年は総人口が9,523人と予測されており、特に生産年齢人口（15～64歳）の人口減少が顕著になることが予想されています。



(各年度5月末日現在)

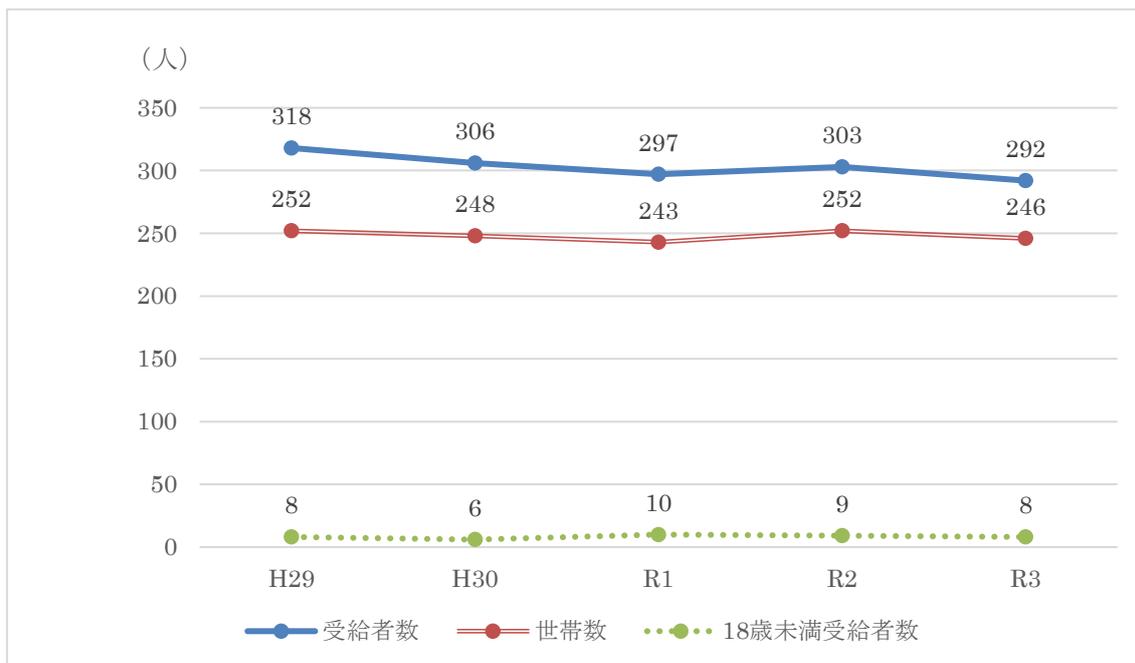


参考：第6次野辺地町まちづくり総合計画

(2) 生活保護受給者数・世帯数等の推移

当町の生活保護受給者数をみると、240～250人台で推移しており、令和3年度4月現在で246人となっています。また生活保護世帯数が292世帯、18歳未満の生活保護受給者数が8人となっています。受給者数と世帯数は微減傾向にあります。

【生活保護受給者数・世帯数・18歳未満の生活保護受給率の推移】



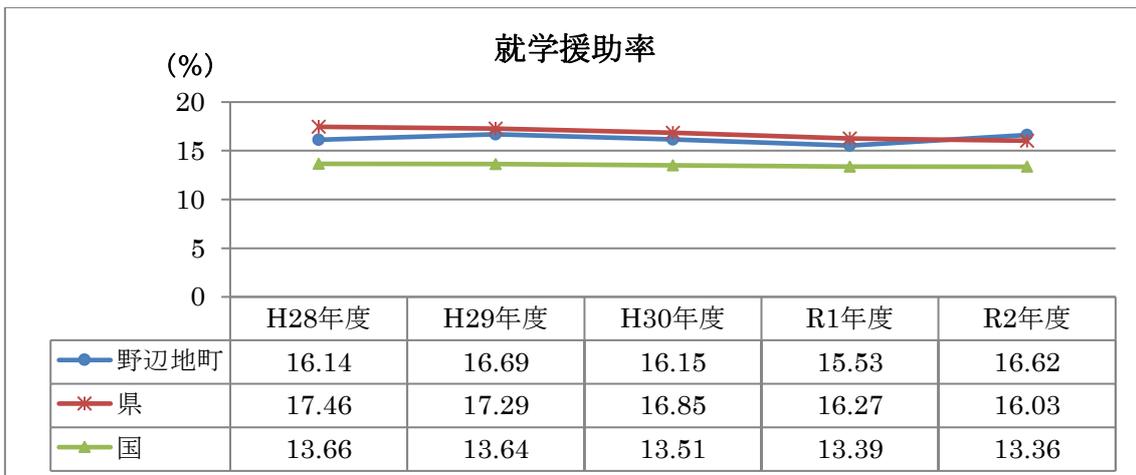
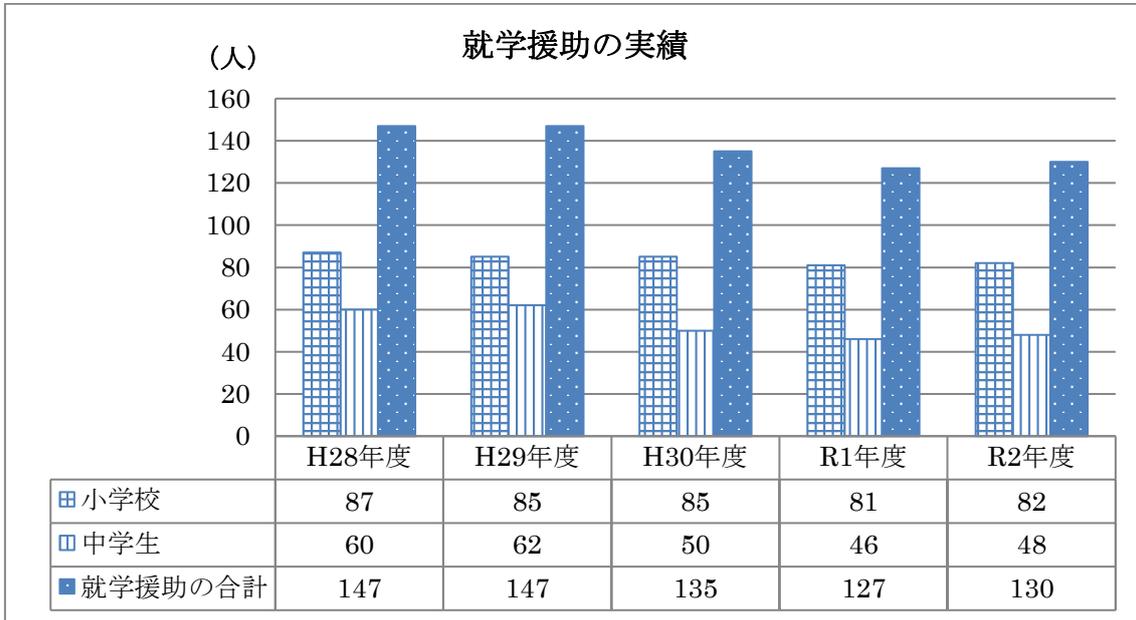
資料：介護・福祉課（各年度4月1日現在）

(3) 準要保護児童・生徒数の推移

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の援助を行っています。

当町の準要保護児童・生徒数をみると、130～140人台で推移しており、令和2年度7月現在130人（小学生82人、中学生48人）となっています。また、全ての児童・生徒数に占める割合をみると、15～16%台で推移しています。国や県の就学援助率と比較すると、国よりも県の就学援助率が高く、当町においては令和元年度までは県の就学援助率を下回っていましたが、令和2年度は県と国の就学援助率を上回っています。

【準要保護認定の推移】

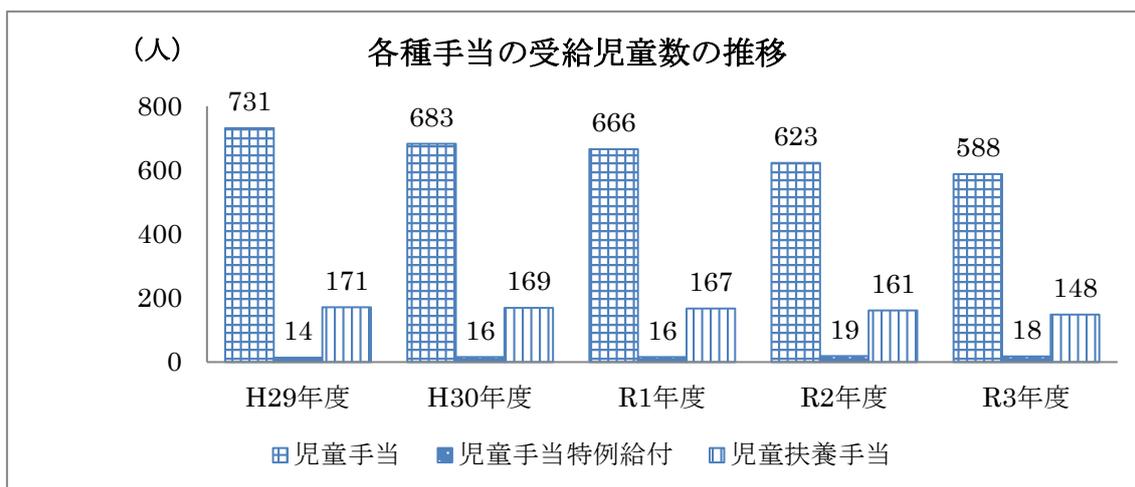


資料：学校教育課（対象人数：各年度7月1日現在、児童生徒数：各年度5月1日現在）

(4) 児童手当・児童手当特例給付・児童扶養手当の受給状況

当町の児童手当及び児童扶養手当の受給児童数は少子化とともに減少傾向にあります
が、児童手当に占める児童扶養手当の受給率は増加傾向にあります。

【児童手当・児童手当特例給付・児童扶養手当の受給児童数の推移】



※児童手当・児童手当特例給付：平成 29～令和 2 年度…各年 2 月支給実績
令和 3 年度…10 月支給実績

※児童扶養手当：平成 29～令和 2 年度…各年 3 月 31 日現在
令和 3 年度…令和 4 年 1 月 1 日受給者数

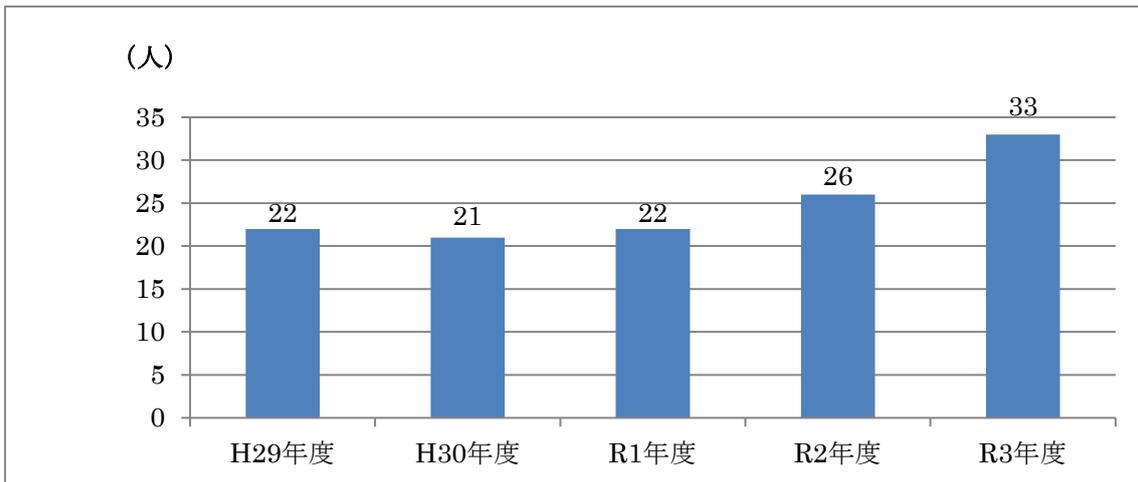
※児童手当特例給付は令和 4 年 6 月に支給要件等の制度改正あり。

資料：健康づくり課

(5) 特別児童扶養手当の受給状況

当町の特別児童扶養手当受給状況をみると、増加傾向が続き、令和3年度3月現在では33人となっています。

【特別児童扶養手当の受給児童数の推移】

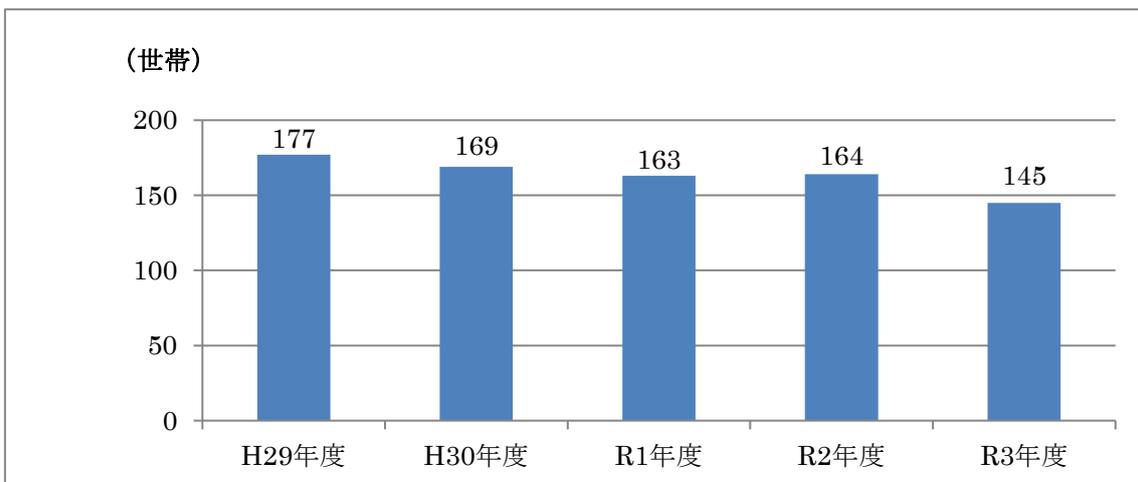


資料：介護・福祉課（各年度3月31日現在）

(6) すこやか医療の受給状況

すこやか医療は、ひとり親家庭の父、母、0歳～高校生までの児童に対して医療費を助成する制度です。当町のすこやか医療における世帯数は減少傾向で推移し、そのほとんどが母子家庭世帯となっています。

【すこやか医療受給世帯数】



資料：町民課（各年度3月31日現在）

2. 子育て支援に関するニーズ調査からみた状況

(1) 本調査について

「第二期子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて過去に実施した「のへじ町子育てアンケート調査」（以下、「ニーズ調査」という。）調査結果より、本計画の趣旨に沿った

設問を抜粋し、本計画策定の基礎資料とします。

1) 調査の実施状況

調査名	のへじ町子育てアンケート調査
調査期間	平成31年3月18日～平成31年4月11日
調査方法	①未就学児調査 保育所・幼稚園における配布、回収調査 (但し、未就園児の保護者については郵送方式による配布・回収) ②小学生調査 小学校における配布、回収調査
調査対象	①未就学児調査 野辺地町在住の未就学児をお持ちの保護者の方 ②小学生調査 野辺地町在住の小学生をお持ちの保護者の方

2) 回収状況

	対象者数	有効回答数	有効回答率
未就学児調査	404	371	91.8%
小学生調査	617	416	67.4%

※本計画に掲載するグラフ資料には、一部「ニーズ調査」の基礎資料を基に新たに作成したグラフが含まれています。

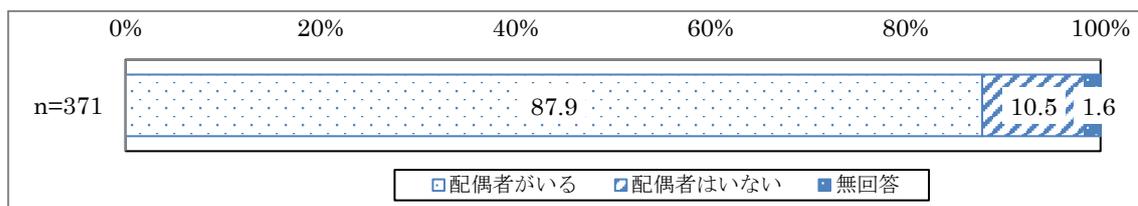
※端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。

(2) ニーズ調査結果のポイント

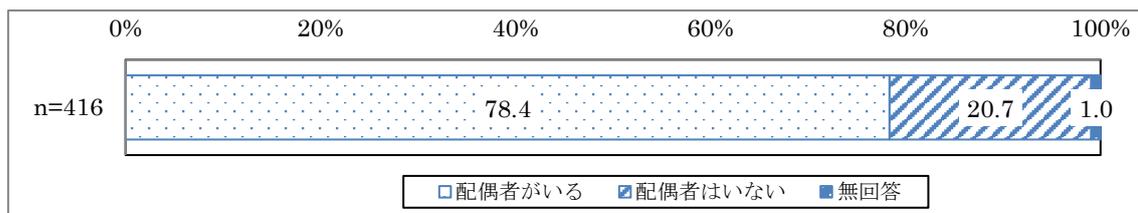
①ひとり親世帯の状況

未就学児調査ではひとり親の世帯は約1割程度となり、小学生調査では約2割程度と増加しています。

【未就学児調査】



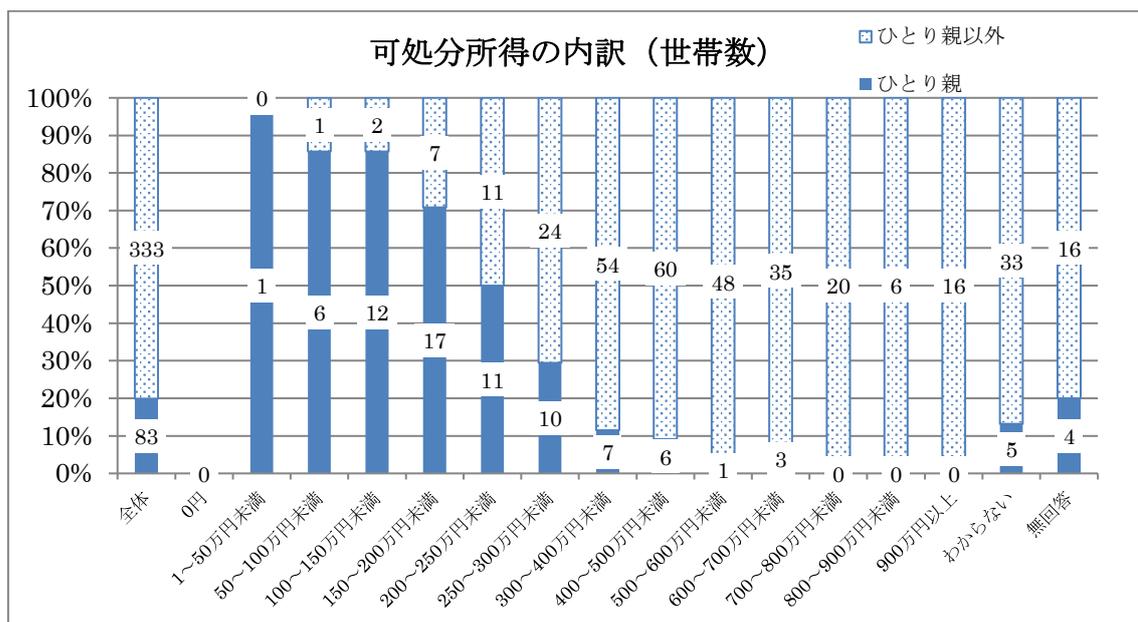
【小学生調査】



②世帯収入

小学生調査における可処分所得の世帯分布をみると、可処分所得額が低いほどひとり親世帯の割合が高く、年収200万円を境にひとり親以外の世帯の割合が増えています。

【小学生調査】

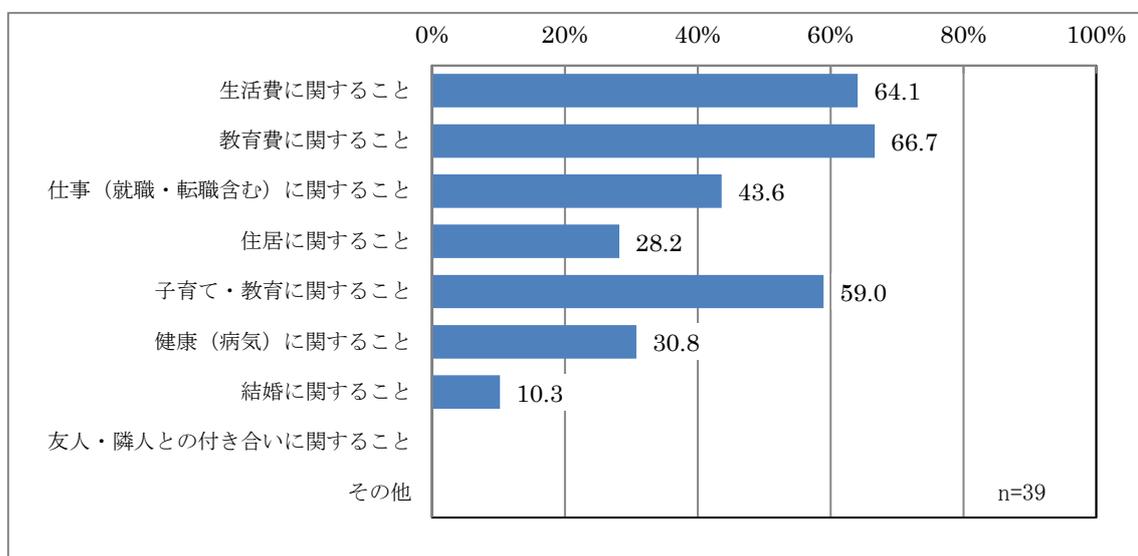


可処分所得：年収から年金や社会保険料等を引いた手取りの年収。

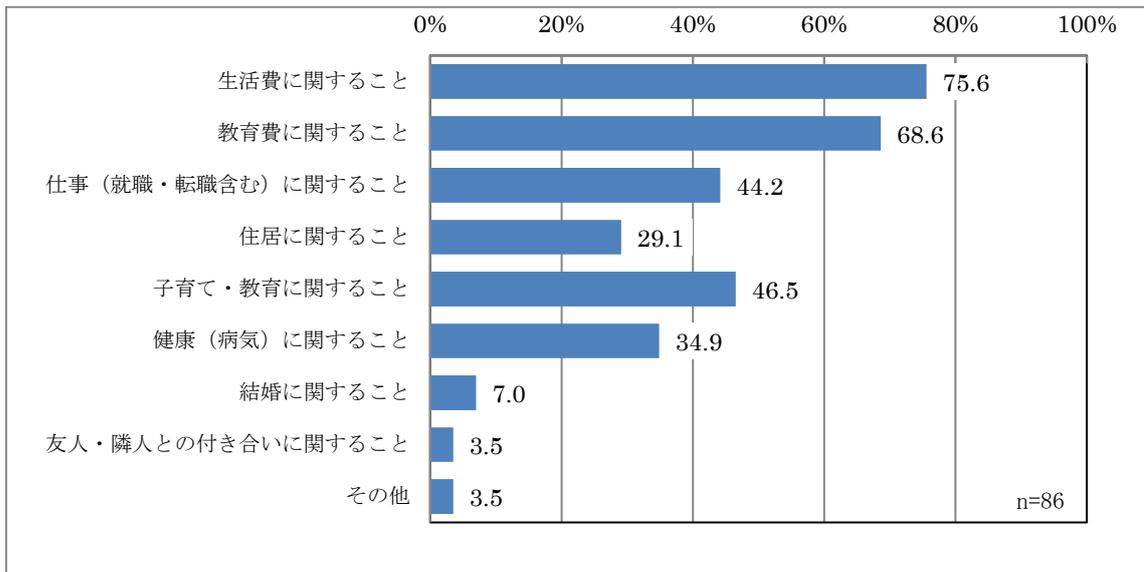
③ひとり親世帯の保護者が抱える悩みや不安

ひとり親世帯の保護者が抱える悩みや不安の内訳をみると、各調査の上位を「教育費に関すること」、「生活費に関すること」、「子育て・教育に関すること」が占めています。いずれも経済的問題が背景にあることがわかります。

【未就学児調査】



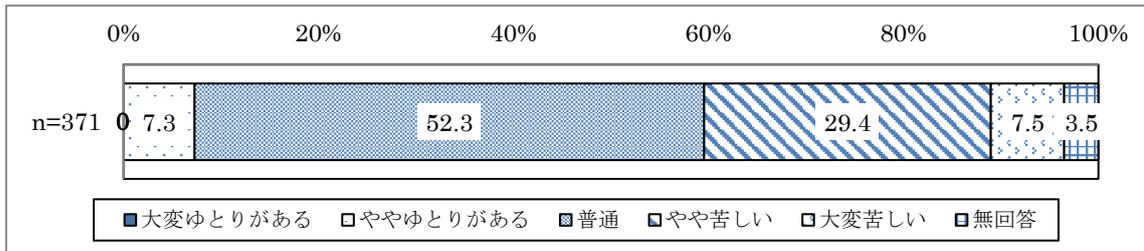
【小学生調査】



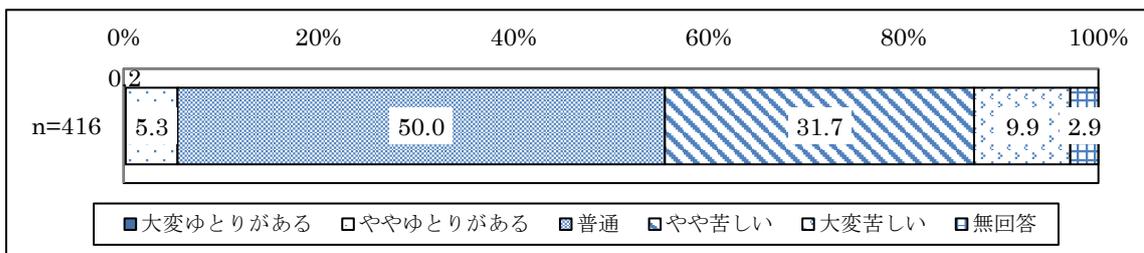
④現在の暮らし向き

「やや苦しい」と「大変苦しい」を合わせた割合は、未就学児調査では 36.9% となり、小学生調査では 41.6%と子どもの年齢が上がるほどに増加しています。

【未就学児調査】



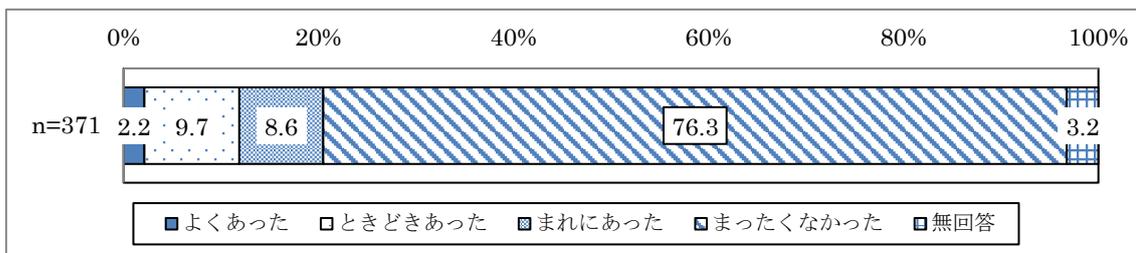
【小学生調査】



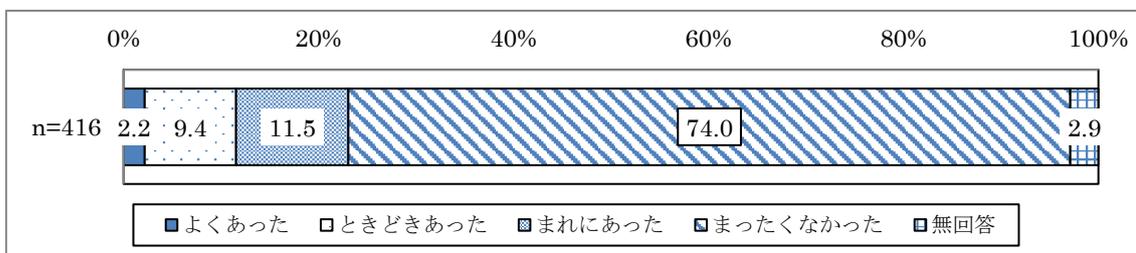
⑤過去1年間の食材購入状況

過去1年間に、経済的理由で家族が必要とする食材を買えなかったことが「よくあった」、「ときどきあった」を合わせた割合は、未就学児調査では11.9%であり、小学生調査では11.6%であり、どちらも全体の約1割を占めています。

【未就学児調査】



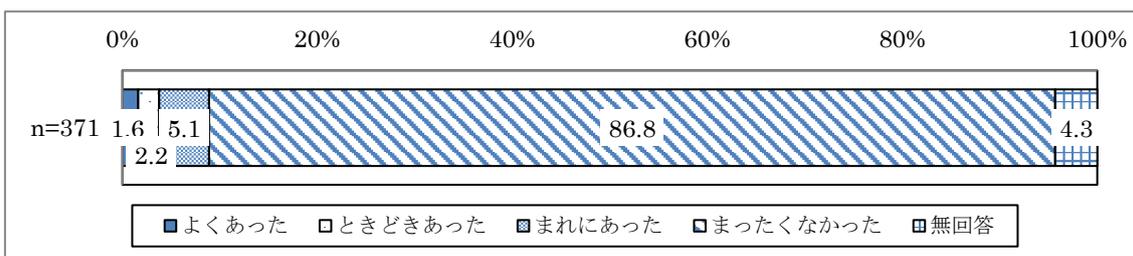
【小学生調査】



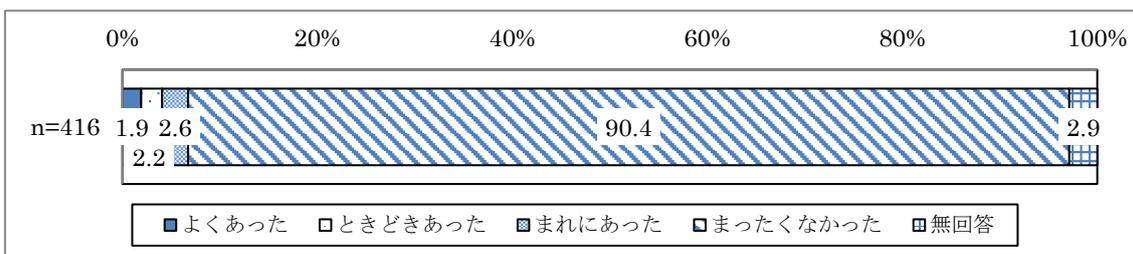
⑥過去1年間の光熱費支払い状況

過去1年間に、経済的理由で水道または電気料金が支払えないことが「よくあった」、「ときどきあった」を合わせた割合は、未就学児調査では3.8%、小学生調査では4.1%となっています。

【未就学児調査】



【小学生調査】

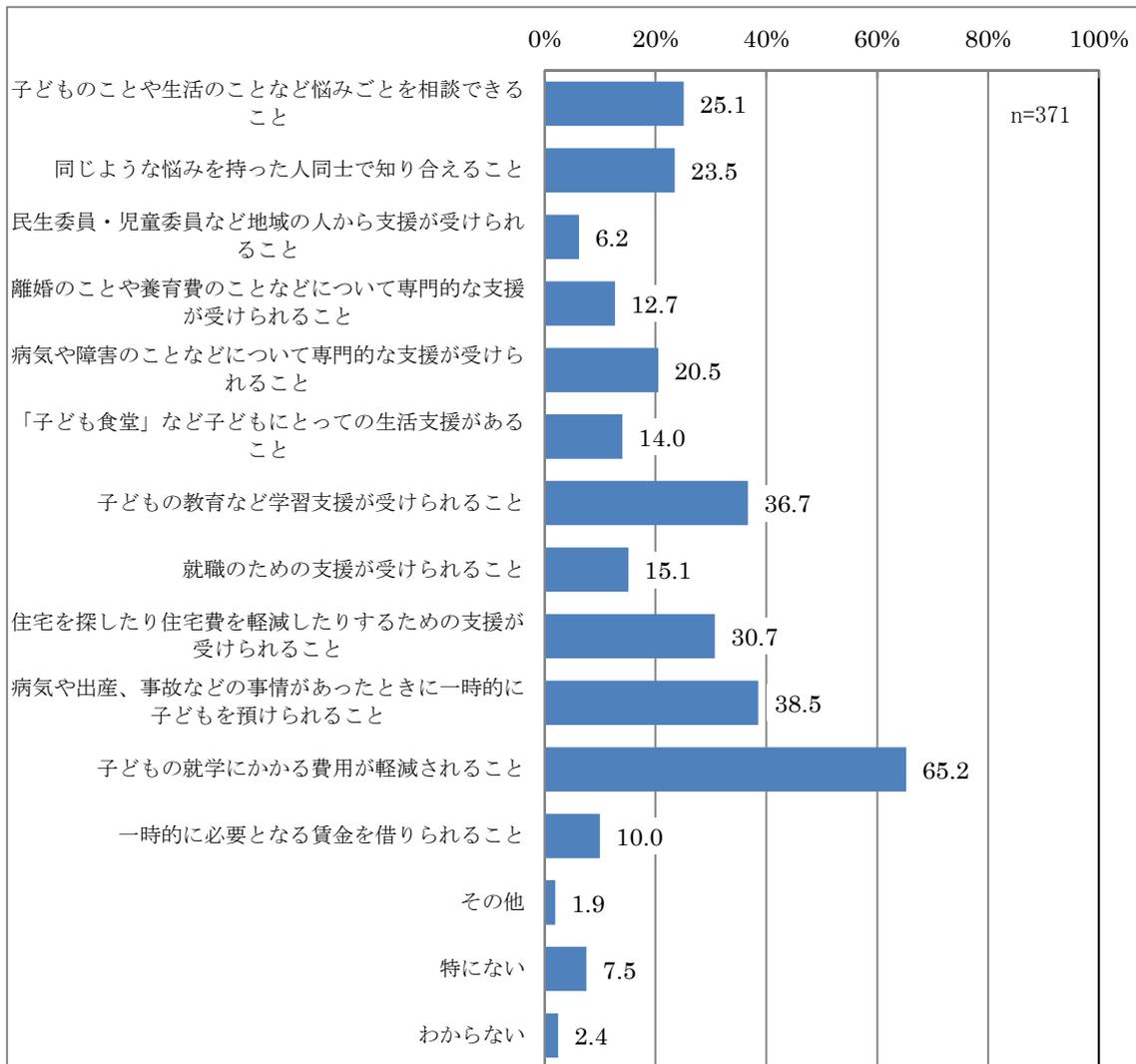


⑦必要と感じる支援の状況

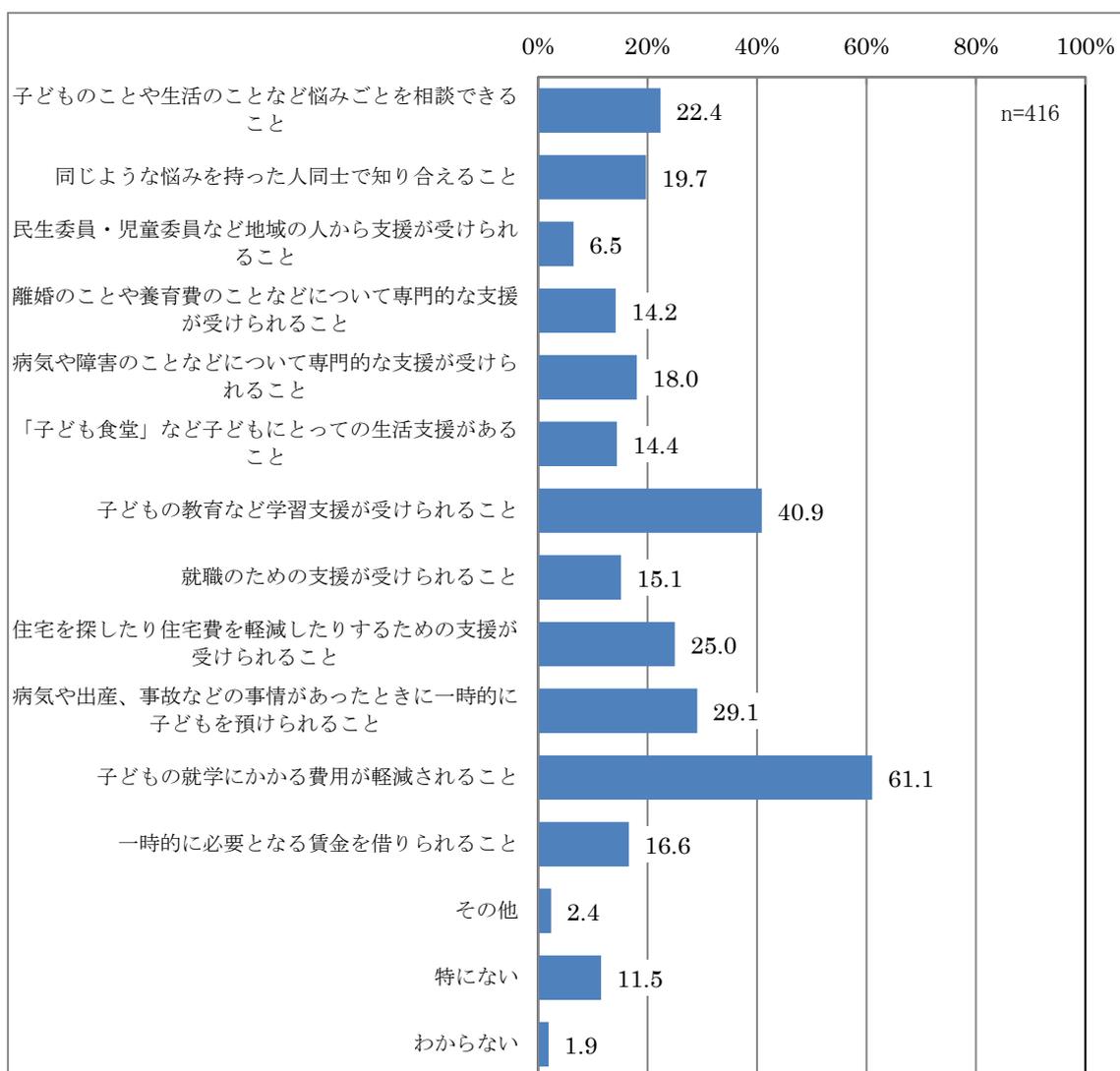
保護者が必要と感じている支援の内訳をみると、両調査ともに「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」、「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」、「子どもの教育など学習支援が受けられること」、の順でニーズが高いことがわかります。

町では、ニーズ調査後の令和 2 年度より保育施設における地域子育て支援拠点（子育て支援センター）において、一時預かり保育を開始しています。

【未就学児調査】



【小学生調査】



3. 各種統計及びニーズ調査結果等からみた主な課題

主な課題を、以下のとおり整理しました。

●生活に困難をかかえる子どもの教育・学習支援の充実

ニーズ調査の結果から、子どもの教育・学習についての支援に対するニーズが高いことがわかりました。当町に住む子どもに対して、等しく教育や学習の場及び機会が提供され、将来の進路においても経済的理由によって希望する進学先を断念することがないように、対策に努めていく必要があります。

●生活に困難をかかえる子育て家庭への生活支援の充実

共働き世帯の増加など、働く保護者が増えているなか、安心して子どもを預けられる場所や子どもの居場所が必要とされています。また、ニーズ調査の結果から子育てや生活についての相談支援に対するニーズがあることがわかりました。既存の支援がすみずみまで切れ目なく届くよう周知・対策を推進していく必要があります。また、子どもの尊厳が守られ、地域で自分らしくいきいきと安心して過ごせる居場所の開設等を引き続き模索し、保護者同士のコミュニティを築き孤立を防ぐ仕組みづくりを推進する必要があります。

●生活に困難をかかえる保護者に対する就労の支援

生活に困難をかかえる保護者は、正規雇用の割合が少なく、安定的な就労に結びつきにくい状況等があることから、引き続きハローワーク等と協働し求人情報の公開等の取り組みを行います。

●生活に困難をかかえる子育て家庭への経済的支援の充実

生活に困難をかかえる家庭は、現在の暮らしが苦しく、食料や光熱費等の必要な支払いが困難になっている場合があり、特にひとり親の経済困窮の割合が高くなっています。子育てをする上での不安や悩みとして「子どもの教育費」や「生活費」が、必要な支援では「就学費用の軽減」が上位項目として挙げられています。

●関係機関等との連携強化

生活に困難をかかえる家庭は、複合的に多くの問題をかかえているケースが多く、それらが表在化しにくく支援に結び付きづらい側面があります。関係機関等と連携した情報共有や問題解決の場、それらを切れ目なく支援する能動的な取り組みが必要とされています。

第3章 本計画の基本理念・施策体系

1. 基本理念

子どもの貧困対策は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の将来に希望が持てる地域社会の実現を目指すものです。本計画では、その基本理念を「第二期野辺地町子ども・子育て支援事業計画」と同じく、「みんなで応援すこやか子育て 子どもたちの笑顔があふれるまち」としました。

この基本理念は、子どもの最善の利益が実現される社会を目指す考えを基本とし、一人ひとりの子どもが心身共に健やかにたくましく育ち、夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現に向けて、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての関係者が連携・協働することで、すべての子どもの健やかな育ちを等しく保証するという決意を表しています。

【基本理念】

みんなで応援すこやか子育て
子どもたちの笑顔があふれるまち

2. 施策体系

本計画では、国の大綱や県の計画及び当町の課題に対応し、下記の5つを主要施策と位置づけ、当町の総合的な子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

主要施策	取り組み項目
教育の支援	1) 就学支援の推進 2) 子どもの学びに関する支援
生活の支援	1) 妊娠・出産期からの切れ目ない支援と保護者の生活支援 2) 子どもの生活支援
保護者に対する就労の支援	就労に関する情報提供
経済的支援	暮らしを支える経済的支援
関係機関等との連携強化	相談支援体制の充実と推進

第4章 施策の展開

1. 教育の支援

取り組み1. 就学支援の推進

事業名	事業の内容	所管課／関係課
就学援助制度	経済的な理由により就学が困難な児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助。	学校教育課
特別支援教育就学奨励制度	特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助。	学校教育課
各種奨学金制度	高校や大学、その他進学先に応じた各種奨学金制度の情報提供を実施。	学校教育課
教育相談室 (適応指導教室)	町青少年ホームに教育相談室を設置。不登校（傾向）の児童生徒及び保護者と学校をつなぎ、児童生徒の居場所・学習の場としての機能を果たす。	学校教育課
教育相談室 (教育相談)	児童生徒や保護者等に対し、各種教育相談を実施。児童生徒や保護者の悩みに寄り添い、助言や支援を行う。	学校教育課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	児童及び生徒、家庭、学校からの相談に応じ、いじめ・非行・悩み等の問題に対して家庭や学校、関係機関と連携して解決のための支援を行う。問題に応じて児童又は生徒のこころのケアを行う。	各小・中学校 (学校教育課)

取り組み2. 子どもの学びや経験に関する支援

事業名	事業の内容	所管課／関係課
家庭教育推進事業	町内幼稚園・保育園・小中学校の要望に応じて講師の調整や予算を負担し、家庭教育支援の充実を図るための学習会を提供する。	社会教育 スポーツ課
子ども会育成連合会	各地域にある子ども会6団体にて祭りの参加や地区清掃活動などの様々な活動を通して異年齢交流を図る。	社会教育 スポーツ課
在学青年ボランティア会	野辺地高校と野辺地西高校が共同して活動。内容は一人暮らし高齢者宅の除雪や子ども会活動の手伝い、町内開催行事への参加等。	社会教育 スポーツ課
スポーツ少年団	スポーツを通して子どもの健全な心と体の育成を目指す。10団体あり、対象は3歳～高校生まで。	社会教育 スポーツ課

事業名	事業の内容	所管課／関係課
文化少年団	将棋やカルタ等の5種類の文化活動により小中学生の健全な育成を目指す。	中央公民館
みんなの教室	フラダンスや3B体操等の活動を実施。高校生以上が対象。	中央公民館
ブックスタート ブックスタートプラス	7か月児健康診査にて、絵本の読み聞かせやブックスタートパックを贈呈し、0歳からの親子ふれあい読書を奨励するとともに、1歳6か月児健康診査で絵本を配布し家読の基礎作りを行う。	町立図書館
時々おはなし会	3歳未満児を対象に読み聞かせや手遊びなどを行い、親子で楽しいひと時を共有し読書に誘う。	町立図書館
ドキドキおはなし会	読み聞かせや紙芝居、エプロンシアター等を行い、読書の楽しさを味わってもらい、読書意欲を喚起する。	町立図書館
おはなし工房	季節の工作と関連した絵本の読み聞かせを行い、物を作る喜びと楽しさの体験、読書推進を図る。	町立図書館
のへじふるさとカルタ大会	カルタ大会を通し、遊びながら楽しく野辺地の歴史や史跡、文化などを学び、ふるさとへの興味や関心、理解を深める。	町立図書館
校外学習を活用したふるさと学習事業	町内3小学校の校外学習を活用し、郷土史や郷土料理を学ぶ学習を実施。将来的に、町を紹介できる「子どもガイド」人材の育成を目指す。	歴史民俗資料館
ふるさと検定「のへじ検定」	町の歴史を再認識する機会として実施。初級・中級・上級編のほか、小学生・中学生向けの検定を実施予定。	歴史民俗資料館
小学校での出前講座	町内小学校の要望に応じ、収蔵資料を活用した歴史等に関する出前講座を実施。	歴史民俗資料館

2. 生活の支援

取り組み 1. 妊娠・出産期からの切れ目ない支援と保護者の生活支援

事業名	事業の内容	所管課／関係課
母子健康手帳の交付と保健指導	妊娠した方を対象に母子健康手帳を交付。健やかな妊娠、出産、育児ができるよう、保健師や助産師による面談指導を行い、継続支援につなぐ。	健康づくり課
妊婦健康診査	妊娠届出をした妊婦に対して、定期妊婦健診の 14 回分（多胎妊娠の場合は 21 回分）の費用を公費負担。	健康づくり課
妊婦健康診査等に係る交通費助成事業	妊婦健診や母親・両親学級に係る交通費、タクシー料金、宿泊費等に要した経費を助成。また NICU や GCU に入院した児への面会に要した交通費も助成。	健康づくり課
すくすくサロン	妊婦とその家族を対象に実施。妊婦の交流、助産師等専門職の講話を実施し、妊娠期から育児期の正しい知識の普及を図る。	健康づくり課
乳児一般委託健康診査	委託医療機関にて 1 歳未満の乳児が受ける健診の 1 回分を費用助成。	健康づくり課
乳幼児健康診査精密検査	乳幼児健診や新生児聴覚検査の結果、精密検査が必要となった乳幼児に対して 1 回分の受診及び検査費用を助成。	健康づくり課
妊婦訪問	第 1 子妊娠中の妊婦と、訪問希望される妊婦に対して保健師が家庭訪問を実施。出産・育児の準備やイメージの醸成を図り、心配事や悩み事などへの支援を行う。	健康づくり課
新生児聴覚検査費用助成	新生児期に実施する聴覚検査に要する費用を全額助成し、保護者の負担軽減と聞こえの異常の早期発見・早期療育につなぐ。	健康づくり課
新生児訪問（乳児家庭全戸訪問）	原則生後 1 か月までの乳児のいる家庭を保健師や助産師が家庭訪問し、発育・発達状況の確認や子育て支援に関する情報提供、産婦の相談支援などを実施。	健康づくり課
産後ケア事業	助産師や保健師による、家庭での沐浴指導や乳房ケアを実施。	健康づくり課

事業名	事業の内容	所管課／関係課
産後ヘルパー派遣事業 産後ママ応援隊	産後1年未満の産婦を対象としてヘルパーを派遣し、家事育児支援を行うことで産婦の負担軽減につなげる。	健康づくり課
乳児健康診査	3～5か月児・7か月児・10か月児・1歳児健診を実施。身体計測、育児相談、小児科診察（4か月児健診）、歯科検診（10か月・1歳児健診）、試食を含む離乳食指導（7か月児健診）等を実施。	健康づくり課
幼児健康診査	1歳6か月児・3歳児・5歳児健診を実施。身体計測、育児相談、小児科診察及び歯科検診（1歳6か月・3歳児健診）、目及び聞こえの検査、集団遊びによる一斉指示（5歳児健診）等を実施。	健康づくり課
みんなのこども相談	0歳～就学前の乳幼児を対象として毎月実施する健診。身体計測、育児相談、歯科検診等を実施。	健康づくり課
予防接種	乳幼児、児童、生徒を対象に、委託医療機関等において予防接種を実施。	健康づくり課
こども発達相談	子どもの発達などに関する相談に、保健師や心理発達の専門職が個別対応。子どもへの対応の仕方について助言指導を行い、必要時早期療育につなぐ。	健康づくり課
学童親子クッキング事業	食生活改善推進委員会が主体となり、町内の全学童とその保護者を対象に食の大切さや朝食の意義についての理解を図り、成長期の正しい栄養摂取を目指す。	健康づくり課
こそだて応援コンシェルジュ	保健師や管理栄養士、助産師による相談専用電話や対面等により妊娠・育児等に関する相談支援（すくすく相談）や、子育て支援に関する情報提供を実施。	健康づくり課
思春期はればれ相談	思春期の方やその家族等を対象に、こころや体の悩み相談を実施。	健康づくり課

取り組み2. 子どもの生活支援

事業名	事業の内容	所管課／関係課
一時預かり事業	保護者の疾病や冠婚葬祭、リフレッシュ等を図るため保育施設にて一時的に乳幼児の預かりを実施。	健康づくり課

休日保育事業	保護者が日曜日や祝日に仕事を行う場合に、保育施設にて乳幼児の預かりを実施。	健康づくり課
事業名	事業の内容	所管課／関係課
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	保育施設や児童館において育児相談や遊び場における交流の促進を実施。保育施設における一時預かり事業を実施。	健康づくり課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	町内3小学校において、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年～3年生児童を対象に、児童の健全育成と安全の確保を図ることを目的に、適切な遊びと生活の場を提供。	健康づくり課
町立児童館の運営	町立児童館にて0歳～18歳未満の子どもを対象に、児童の健全育成と安全の確保を図ることを目的に、適切な遊びと生活の場を提供。	健康づくり課
子どもの居場所づくりをはじめとする子どもの貧困対策事業の検討	子どもがコミュニティを通じて様々な経験を通じた健全育成と安心して過ごせる居場所の委託開設の検討を図るとともに、子どもの貧困対策に対する施策を引き続き協議検討。	健康づくり課

【町社会福祉協議会による取り組み】

事業名	事業の内容
フードバンク事業	生活困窮者世帯等に対し、食品を県社会福祉協議会等から譲り受けて提供。

3. 保護者に対する就労の支援

取り組み1. 就労に関する情報提供

事業名	事業の内容	所管課／関係課
求人情報や会社見学情報の提供	ハローワークと連携し、役場窓口や町ホームページにおいて求人情報や会社見学情報等の情報提供を実施。	地域戦略課

4. 経済的支援

取り組み 1. 暮らしを支える経済的支援

事業名	事業の内容	所管課／関係課
児童手当	中学校卒業までの児童を養育する方へ手当を支給。	健康づくり課
児童扶養手当	ひとり親家庭で、18歳の年度末までの児童を養育する方へ手当を支給。	健康づくり課
特別児童扶養手当	精神または身体に中度以上の障がいをもつ 20 歳未満の児童を家庭で監護・養育している方へ手当を支給。	介護・福祉課
①乳幼児医療費給付事業 ②子ども医療費給付事業 ③すこやか医療費給付事業	①②乳幼児から中学生までを対象に医療費の給付を行う。③ひとり親家庭の父母と高校生までの子どもを対象とした医療費の給付。	町民課
生活保護制度	何らかの原因で日々の暮らしが困窮している方に対して、国の責任において生活するために必要な当面の生活を保障し、その人の自分らしい生活を支える制度。	介護・福祉課
幼児教育・保育の無償化	3歳児クラスから小学校就学前の子ども及び0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税の子どもの保育料を無償化（ただし、1号認定は満3歳から無償化）。	健康づくり課
副食費の免除	年収 360 万円未満相当の世帯の子ども及び所得にかかわらず、第 3 子以降の子どもの副食費を免除（ただし、第 1・2 子には施設利用の有無や年齢制限の要件あり）。	健康づくり課
ひとり親世帯・障害児（者）在宅世帯及び多子世帯の保育料軽減	年収 360 万円未満相当世帯のひとり親等世帯は第 1 子半額、第 2 子以降は無料。また、年収 360 万円未満相当世帯の多子世帯は第 2 子半額、第 3 子以降無料。	健康づくり課
保育料及び副食費の町独自減免（2・3 認定のみ）	保育所等へ同時に入所している子どもがいる場合、第 2 子無料。18 歳未満の子どもが 3 人以上いる場合、第 3 子以降無料。	健康づくり課
乳児一般委託健康	委託医療機関にて 1 歳未満の乳児が受ける健診の	健康づくり課

診査 再掲	1回分を費用助成。	
-------	-----------	--

事業名	事業の内容	所管課／関係課
乳幼児健康診査精密検査 再掲	乳幼児健診や新生児聴覚検査の結果、精密検査が必要となった乳幼児に対して1回分の受診及び検査費用を助成。	健康づくり課
新生児聴覚検査費用助成 再掲	新生児期に実施する聴覚検査に要する費用を全額助成し、保護者の負担軽減と聞こえの異常の早期発見・早期療育につなぐ。	健康づくり課

【町社会福祉協議会による取り組み】

事業名	事業の内容
生活福祉資金貸付事業	県社会福祉協議会が実施主体で、町社協が窓口となり、申請受付等を実施。低所得世帯等に対して、経済的自立及び生活意欲の助長促進等を目的として各資金の貸付及び償還指導を実施。民生委員児童委員の相談援助活動の協力を得て、当該世帯の自立を支援。
生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、上北地域自立相談窓口へ繋げ、相談者の状態に応じた包括的な相談支援を実施。
青森しあわせネットワーク事業	既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にあり、援助の実施により一定の生活の安定が見込める場合に、1世帯5万円を限度とした経済的援助を現物給付で実施。
新生児お祝い事業 「Welcome Baby」	町内に住所を有する新生児へのお祝いとして、野辺地町商品券を贈呈。

5. 関係機関等との連携強化

取り組み1. 相談支援体制の充実と推進

事業名	事業の内容	所管課／関係課
-----	-------	---------

相談支援や貧困対策各種事業の共有と情報提供	子どもや子育て家庭への相談支援及び各種支援事業について関係課や関係機関が共有を行い、支援が必要な方へ必要な支援が届く仕組みを構築。	健康づくり課 その他関係課 関係機関
-----------------------	---	--------------------------

第5章 計画の推進体制

1. 計画の周知

本計画の内容については、計画書を関係機関等に配布します。

また、町のホームページなどを活用した情報提供とともに、様々な活動の現場等を活用した周知活動を行い、幅広い町民の理解促進を図ります。

2. 計画の推進体制

本計画は、福祉、教育、保健、医療等の様々な分野の関わりが必要となるため、庁内の関係各課をはじめ、関係機関等との横断的な連携を図り、本計画を推進します。

3. 計画の進捗管理

計画の進捗管理においては、PDCAサイクルを活用し、各施策の成果や改善点を明らかにしていく等、今後の施策の充実を図ります。

また、「野辺地町子ども・子育て会議」における意見を踏まえるとともに、庁内においても計画に推進に関わる事業の点検・評価・改善等に努めます。

4. 関連指標

目標値の設定については、ひとり親世帯の増加や、生活実態やかかえる背景等が新型コロナウイルス感染症の拡大によって、より複雑化していること等から、一概に基準を設けられないと考えるため、今後の検討課題とします。

資料編

1. 計画策定の経緯

時 期	実施内容
令和3年11月 8日	町子ども・子育て会議にて計画策定の説明
11月12日	町包括福祉ケア会議にて計画策定の説明
12月 6日	町社会福祉協議会と今後の子どもの貧困対策について協議
12月～1月	健康づくり課による全課へ取組みの聞き取り
1月	計画素案作成
2月	関係各課および町子ども・子育て会議委員へ 素案提示
3月	計画完成・周知

2. 野辺地町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、野辺地町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務その他町長が必要と認める事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、議事に関して必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、児童福祉所管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 野辺地町委員会委員等特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年野辺地町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中第41号を42号とし、第40号の次に次の1号を加える。

41 子ども・子育て会議委員

第2条第2項中「第40号」を「第41号」に改め、同条第3項中「前条第41号」を「前条第42号」に改める。

第5条中「第40号」を「第41号」に改める。

第6条中「第1条第41号」を「第1条第42号」に改める。

別表第1号表に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額 4,200円
-------------	-----------

野辺地町子どもの貧困対策計画

令和4年3月発行

編集発行／事務局 野辺地町健康づくり課
(健康増進センター)

住所：青森県上北郡野辺地町字前田5番地2

TEL 0175-64-1770

FAX 0175-64-8083